

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の二号を加える。

一 財団法人広島県環境保健協会

別表第三中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。